

「甲斐市ゼロカーボンモデル事業取組拠点エリアビジョン策定業務委託」仕様書

1 業務目的

現在、循環型社会の構築を図り、持続可能で活力あふれる国土づくりを推進する観点から脱炭素型のまちづくりの促進が求められている。

本市では、2050年カーボンニュートラル達成のための地域脱炭素に向け、2020年7月に「ゼロカーボンシティ」宣言を行ったところであり、また、2022年3月に改定した甲斐市都市計画マスタープランにおいて、本市が宣言した「ゼロカーボンシティ」を目指す環境にやさしいまちづくりのモデル事業を推進するため、木質バイオマスを活用した「甲斐双葉発電所」の建設地と、「新山梨環状道路(北部区間)」の整備に伴って設置される「(仮)甲斐インターチェンジ」の周辺エリアを「ゼロカーボンモデル事業取組拠点」と位置づけを行った。

また、国が募集する脱炭素先行地域(第3回)において、本市の提案が環境省から選定され、「甲斐双葉発電所」周辺エリア(「ゼロカーボンモデル事業取組エリア」)を含む地域の7エリアにおける取組を実施することにより、脱炭素社会の実現に向けた一歩を踏み出すところである。

本委託業務では、「ゼロカーボンモデル事業取組エリア」における脱炭素の取組を具体化するため、このエリアで本市が企図するゼロカーボンの実現及び交流人口の増加等による賑わいの創出に向け、公共公益施設や農業・産業・観光振興事業等と連携し、熱供給システムの構築等を含むエリアビジョン案を策定することを目的とする。

2 ゼロカーボンモデル事業取組拠点エリアビジョン策定範囲

別紙対象エリアを基準とする。ただし、検討の過程において対象エリアに変更の必要が生じる場合は、協議のうえ、検討を加える。

3 履行期間

契約日の翌日から令和6年3月22日(金)まで

4 業務委託内容

(1) 対象エリアの将来ビジョンの策定

木質バイオマス発電施設周辺エリアには、農産物直売所である「農の駅」や温泉施設「百楽泉」等があり、エリアの将来ビジョンを策定することにより、ゼロカーボンの取組を契機に、交流人口の増加等をより効果的に企図するものである。

① 対象エリア調査・分析

対象エリアに関わる上位・関連計画、関連事業等を踏まえ、エリアの魅力(強み)や課題(弱み)を抽出し、エリアビジョン策定の検討にあたって次に代表される事項等の整

理を行う。

- ・対象エリア及びエリア内施設の特性、現状及び課題の調査・分析
- ・対象エリア及びエリア内施設の二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた課題の調査・分析
- ・木質バイオマス発電所からの熱供給に関する課題の調査・分析 等

② 対象エリア内に存在する公共施設の在り方の方向性の検討

- ・対象エリア内公共施設における熱供給利用及び当該施設の賑わい創出等に関するケーススタディを実施し、実施可能性や効果等について検証・検討を行う。

③ 熱供給システムの構築検討

ア 熱供給システム導入計画の立案

木質バイオマス発電施設の排熱を利用した熱供給事業を導入するにあたり、以下の報告書を参考に、熱供給システム全体に係る設備等導入計画（導入手順）を立案する。

- ・「甲斐市バイオマス産業都市構想・再生可能エネルギーを活用した熱供給設備導入調査、事業化計画策定業務報告書」（令和3年2月）

イ 事業手法の検討

熱供給システムの設備等の運営に係る実施体制の検討と発注に係る仕様等の概案を検討する。

(2) ヒアリング調査・マーケットサウンディング調査

① 民間事業者及び関係団体等へのヒアリング調査・マーケットサウンディング調査の実施

対象エリアに関わる民間事業者及び関係団体を対象として、以下の項目についてヒアリング調査・マーケットサウンディング調査を実施すること。

- ・今後の「百楽泉」、「農の駅」等の施設の方向性
- ・対象エリア内の「百楽泉」、「農の駅」等の施設に民間活力を導入する場合の課題と対応策を整理するとともに、対象エリアへの産業系施設の誘致の可能性を探るためのマーケットサウンディングの実施方針を策定したうえで、利活用に関する民間事業者の意向を把握するヒアリング調査を行う。
- ・対象エリアの将来像 等

② ヒアリング内容・マーケットサウンディング内容の整理・集約

ヒアリング内容・マーケットサウンディング内容を書き起こし、整理、集約及び分析を行い、対象施設の利活用方針(案)を作成する。

(3) 専門的知見を要する会議等運営支援

専門的知見を有する有識者を交えた会議等の開催を行う。

① 会議資料の作成

② 会議への出席、説明・報告、意見聴取

③ 議事録の作成

- (4) 対象エリアのビジョン実現に向けた検討
調査・検討内容を踏まえ、将来像実現に向けた効果的な取り組みについて専門的な見地から提案をすること。
- (5) エリアビジョン案策定
(1)から(4)の結果を取りまとめ、エリアビジョン案を策定すること。
策定にあたっては、事業実行のためのロードマップ(案)を併せて検討すること。
- (6) 報告書の作成
(1)から(5)の結果等を取りまとめた報告書を作成する。
- (7) 打合せ・協議
本業務を円滑に実施するため、打合せ・協議は、初回、中間、完了時のほか、必要に応じて適宜実施する。なお、実施方法は対面又はオンラインとする。

5 業務実施計画作成及び進捗管理

- (1) 受託者は、業務の円滑な履行を図るため、業務実行計画を策定し、進捗管理を行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務の履行に際し、技術力及び経験を有する技術者、又は技術上の管理を行うのに必要な能力と経験を有する技術者を配置するものとする。
- (3) 受託者は、本事業における管理技術者を定め、市に届けるものとする。
- (4) 監理技術者は、本事業を行う上で、技術の管理を行うのに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

6 成果物

- (1) 調査結果報告書 2部 (正本1部、副本1部)
- (2) 上記報告書の電子データ (CD-R等) 1部
- (3) 調査関連データ一式 (CD-R等) 1部
- (4) その他市が指定するもの

7 仕様の変更等

- (1) 市は、やむを得ない事情により仕様を変更する場合には、受託者の承認を得ること。
- (2) 仕様書の内容に疑義が生じた場合及び記載されていない事項が生じた場合は、市と受託者が協議して定めた上、受託者は市の指示に従うこと。

8 その他

- (1) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があったとして、市より連絡を受けた場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

- (2) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守すること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたって、市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで進めること。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、市に対して定期的に報告すること。
- (6) 本業務の成果物は、市と受託者双方協議の上、履行期限前の必要に応じた時期に早期に提出する場合があるものとする。
- (7) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、本委託業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (9) 受託者は、本委託業務の履行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。本契約期間終了後においても同様とする。
- (10) 参加時に提出した業務実施体制は原則として変更できないこと。ただし技術者の退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者、実施体制であることについて市の了解を得なければならない。
- (11) 本仕様書に定めのない事項及び本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、市と受託者が協議の上決定すること。